

Title	Judith Butler : Undoing Gender
Author(s)	松川, 絵里
Citation	臨床哲学. 7 P.51-P.61
Issue Date	2006-03-20
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/6429
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

< 書評 >

Judith Butler 'The End of Sexual Difference ?'
(in *Undoing Gender*, Routledge, 2004, p.174-203)

言語の政治性と calling into question ——ジュディス・バトラー 「性的差異の終焉？」——

松川 絵里

おそらく、フェミニズムは女性のために平等を追求する、ということに異論を唱える者はいない。だが、それが何を意味しているのか、具体的にどのような行動をとるべきなのかということになると、フェミニストたちのあいだでもなかなか意見は一致はみられない。そこには、用いられる語に関する困難がある。平等とは何を意味するのか？ それは男女がまったく同じように扱われることなのか？ それとも、特定の問題に関してのみ言われることなのか？ 正義とは何だろうか？ 「公正な処遇」と同じことか？ それは平等という概念と区別されるのか？ そして、それらと自由との関係は？ 性的自由はどのように定義されるべきなのか？ さらに驚くべきことに、フェミニズム内では、女性とは何かについてさえ共通理解が得られていない。ひとはいつから「女」になるのか？ フェミニズムはどうやって「わたしたち」と言うことができるのか？ 誰が誰の名おいて？ レズビアンを「女」と言うことはできるか？ もし言うことができるとしたらどのような意味で？あなたは言うかもしれない。フェミニズムはそのために「ジェンダー」と「セックス」という区分を発明したではないか、と。生物学的な性である「セックス」と社会的に構築された女らしさ／男らしさという性、「ジェンダー」はちがう、だからセックスの差異を理由にジェンダー差別を正当化するのは不当である、こう主張するのが

フェミニズムではないか、と。だけど今ではこの区分も、フェミニズムの基礎としてすべてのフェミニストに受け入れられているわけではない。このような状況を踏まえた上で、ここではジュディス・バトラーの *Undoing Gender* (2004)¹ から、フェミニズムにやその他のセクシュアル・マイノリティにも関わる様々な政治的状况で互いに衝突を起こしている一連の用語、ジェンダー、セクシュアリティ、性的差異について考察している第9章「性的差異の終焉？」を紹介する。三つのうち、バトラーが特に注目するのは、近年のフェミニズム理論およびクィア理論におけるジェンダーという語の地位である。「フェミニズムはジェンダーに関わるのに対し、レズビアン&ゲイ・スタディーズはセックスとセクシュアリティに関わる」という考えを受け入れるクィア理論がある一方で、「性的差異に回帰すべきだ」と主張して「ジェンダー」を排除しようとするフェミニストがいる。まずこの二つの立場に対するバトラーの批判的分析を概観した後、ここでは特にジェンダー／セクシュアリティの問題を考える上で重要な、そしておそらく「現場」に関わる臨床哲学にとっても無視できないと思われる、言語の政治性という問題と、それに対するバトラーの *calling into question* と呼ばれるアプローチに注目したい。

クィアの方法論に対する批判

まず批判の対象となるのは、方法指向のクィア理論家による、「フェミニズムはジェンダーに関わるのに対して、レズビアン&ゲイ・スタディーズはセックスとセクシュアリティに関わるという方法論」(p.183)である²。バトラーは、このような基礎づけや方法への愛着がいかにも現代の政治的状况の分析の妨げになるかを示すために、第四回世界女性会議(1995年)に関するローマ教皇の主張をとりあげている。

ローマ教皇は、女性の権利に関する国連の綱領から「ジェンダー」という語を削除して「セックス」に置き換えるべきだ、なぜなら「『ジェンダー』という語は同性愛のコードだから」と主張した。ジェンダーを同性愛と結

びつけるこの発言は、ジェンダー＝女らしさ／男らしさ、セクシュアリティ＝性的指向やアイデンティティに関わる性差、というオーソドックスな理解からすると奇妙なものに思われる。しかし、バトラーは、これは単なる用語の間違いではなく、ここでローマ教皇が恐れているのは、同性愛をセクシュアリティの問題に帰着させることによって「セックスとセクシュアリティを分離してしまうこと」である、と指摘する (p.183)。というのも、生物学的な男女差を表わすセックスとセクシュアリティとの分離は、「自然な生殖の目的によって強いられてはいない性的実践を導くから」(p.184)だ。それを避けるために彼は、同性愛をセクシュアリティではなくジェンダーとみなしたうえで、「ジェンダー」を廃棄しようとしていると考えられる。つまり、このローマ教皇の発言には強力な同性愛嫌悪の態度が見られる。

一方、上記のクィアによる基礎づけは、ローマ教皇とは全く別の理由で「ジェンダー」という用語を撤廃しようとする。「ジェンダーがフェミニズムとその推定根拠となる異性愛を支持するから」(p.184)というだけの理由で。たしかに、ジェンダーの規定は常に異性愛的規範のはたらきに属してきた。しかしだからこそ、ジェンダーとセクシュアリティのラディカルな分離を主張して「ジェンダー」を排除してしまっただけでは、ローマ教皇の発言にみられるような同性愛嫌悪の権力作用を分析する機会を逃すことになる、とバトラーは主張する。

ただし、バトラーが指摘しようとするのは、「単にアカデミックな議論が情けないほどそれらの用語の現代における政治的使用と一致していない、ということだけではない」(p.183)。ジェンダーから距離を置こうとする取り組みは、多くの点で互いに対立する二つの政治的運動を示している。クィア理論家とローマ教皇は「ジェンダー」から距離を置こうとする点では一致した態度を示しているが、全く異なる前提を保持している。ローマ教皇は「ジェンダーは同性愛を支持するもの」と考えるのに対し、クィア理論家は「ジェンダーは同性愛と対立するもの」と想定している。ローマ教皇は（異性愛を前提とした）セックスの回復のために「ジェンダー」

を排除するが、方法指向のクィア理論家が「ジェンダー」を排除しようとするのは、(異性愛におさまらない) セクシュアリティを強調するためである。後者のジェンダーを追放しようとする努力は、フェミニズムという他の研究に固有の対象としてジェンダーを過去に帰属させようとしている。このことからバトラーは、「ジェンダーのどんなシンプルな定義も不十分であり、厳密で効力のある定義を見つけることよりも、その語の公共文化での行程をたどる能力の方が重要である」(p.184) と考える。

性的差異は根本的か？

一方、クィアの理論家に「ジェンダーに関わる」と言われた当のフェミニズムにおいても、「性的差異に回帰すべきだ」と主張して「ジェンダー」を排除しようとする動きがある³。「性的差異」とは、しばしば、女性の身体や快樂の多様性を主張するためにフェミニストたちによって用いられる語である。ジェンダーより性的差異の方が望ましい、なぜならジェンダーは単に社会的に構築された可変的な効果にすぎないが、性的差異は根本的な身体的差異を示しているから、というわけだ。たしかに、性的差異はジェンダーとは異なり、身体的次元に関わるものではある。しかしバトラーは「性的差異は精神的、身体的、社会的次元をもち、それらの次元は決して互いに折り込むことはできない。というのも、それらの次元は結局別個のものではないからである」(p.186)と言う。なぜ、多くのフェミニストは「女の性的差異」という言葉によって「女の」性と性的快樂の多様性を主張するのだろうか？ なぜ「女の」であって、単に「様々な性的差異」ではないのか？ バトラーがこう問う背景には、「性的差異」が女の身体を単一的に捉えてきた社会的規範に対する異議申し立てとして述べられてきたという事情がある。「女の」と述べる必要があるとしたら、そのような社会規範に対する抵抗としてでしかない。だとしたら、そのとき「性的差異」は身体的であるばかりでなく、社会的次元にも関わるはずである。

結局、バトラーの主張はこうだ。

ジェンダーに対する性的差異の、セクシュアリティに対するジェンダーの、ジェンダーに対するセクシュアリティのプライオリティを論じる議論はすべて、別のタイプの問題に切り返される。性的差異が問題、つまり、生物学的なものの、精神的なものの、言説的なものの、社会的なものが、それぞれどこから始まってどこで終わるのか決定することの永久的な困難に。(p.183)

最初に女の性的差異の多様性を主張したイリガライの『性的差異のエチカ』の冒頭の文章「性的差異はまさに私たちの時代の考えなければならぬ問題そのものを表わしている」⁴を、バトラーは自身の反-基礎付け主義的な、批判的政治態度にひきつけて、それを「生物学的なものとの文化的なものとの関係についての問いが問われつづける場」(p.186)と位置づけ直すのである。

性的差異は所与でも前提でも、フェミニズムが築かれるべき基礎でもない。それは私たちがすでに出会い、知っているものではない。むしろフェミニズムが引き起こす問いとしてある。それははっきり述べることのできないような何か、声明の文法にトラブルを引き起こすような何か、永久にかどうかはともかく、調査中の何か、である。(p.178)

そのことを示すために、「性的差異の終焉？」の最終節(pp.196-203)では、性的差異という問いを開かれたままにしておくために、バトラーと同じくポスト構造主義に属するフェミニストでありながら性的差異への回帰を重視するロッシ・ブライドッチのMetamorphoses(2002年)⁵に対して様々な問いが畳み掛けられる。ブライドッチは、性的差異がしばしば理論的に拒絶されるのは、女らしさそのものが軽蔑的な理解と結びつけられているためであり、それは女性蔑視であると嘆くが、性的差異という枠

組みに反対する者がそれゆえ女らしさを貶めていると断言することは公平なことだろうか？ 性的差異について考えるための枠組みは、多様性が出現するために二元論を保持する必要があるのか？ なぜ男／女という二元論を超えた多様性へと移行しないのか？ プライドッチはブッチ（レズビアン of the 男役）の欲望は女の欲望のバリエーションとして描かれるべきであると主張するが、ブッチ自身が自分の欲望を男らしさとして捉えているという事実をどう理解するのか？ なぜ男らしさが女性に出現する可能性があるという事実から引き下がるのか？

これらは結局、プライドッチが多様性を主張していながら、それが女らしさの多様性にとどまり、性的差異そのものの多様性とならないのはなぜか、という問いに集約できるだろう。この異議申し立ては、「性的差異」という言葉のもつ可能性が、その言葉を用いて最初に女の多様性を主張したイリガライの「性的差異」の規定におさまりきらないかもしれないことを意味している。バトラーはプライドッチの言説が前提にしている限界を問いながら、「性的差異」の新たな可能性を示唆していると言える。

言語の政治性

以上のようなバトラーの分析は、単なる事実を指すとされる「セックス」、「セクシュアリティ」、「性的差異」もまた、政治とは無関係ではないことを示している。ある者がジェンダーよりセックスの方が本質的だとか、ジェンダーよりセクシュアリティを扱う方がラディカルだとか、ジェンダーより性的差異の方が根本的だと主張するために、「本質的でもラディカルでも根本的でもないジェンダー」を追放しようとする、その行為自体は極めて政治的なものである。バトラーは、「『ジェンダー』という語は様々な利害をめぐる争いの用地となった」と述べているが、そういう意味では、これらの語もそうだと言うべきだろう。このような、言語が孕む政治性という視点は、「現場」に関わる臨床哲学にとっても無視できないもののように思われる。

そして、言語の政治性を考えたとき注目すべきなのは、バトラーが、言葉の意味を追求するのではなく、それぞれの政治的状況における語の用いられ方を記述することによって、語が果たす政治的役割を暴いていることである。ローマ教皇が「ジェンダー」を「セックス」に置き換えるべきだと述べるとき、クィア理論家が「自分たちは「ジェンダー」ではなく「セクシュアリティ」に関わると基礎づけるとき、フェミニストたちが「ジェンダー」ではなく「性的差異」に回帰すべきであると主張するとき、彼らはそれぞれの政治的立場から「ジェンダー」を規定しているが、これに対してわたしたちは中立的な立場から「ジェンダー」のより本質的な意味を追求したり、より普遍的な立場から共通の地平を探ることはできないと思われる。立場や欲望の差異が直接問題となるジェンダー／セクシュアリティ問題に関しては、中立的・普遍的立場はありえないからである。バトラーにとってある語を問うということは、語の意味を問うことではなく、「それがどう働くか、それがどんな投資をするか、それがどんな目標を達成するか、それがどんな経験をするかを問うこと」(p.180)である。これをバトラーは 'calling into question' と呼んでいる。

calling into question

calling into question (異議申し立て、問題化) は、政治的状況の記述・分析であるだけでなく、それ自体が極めて政治的行為だ。そこで、しばしば「地位を低下させる (debunk)」ことを意味すると考えられている calling into question を、彼女がむしろ「新しい活力を与える (revitalize)」行為としてとらえていることに注目しておきたい⁶。バトラーの分析では、セクシュアリティや性的差異が calling into question されることによってされることによって、それぞれの政治的立場を基礎づけているセクシュアリティとジェンダーの境界、性的差異における身体的なもの和社会的なものの境界が揺るがされているが、このように、語が問われるということは、「ある語が慣習的に除外してきた政治の一部とされること」であり、「その語

が政治の一貫性の脅威として現われるということ」である (p.180)。この作用が必ずしもネガティブなものではないことは、バトラーによる「普遍性」の問題化を通してより明確になるだろう。彼女はレズビアンやゲイの人権問題に触れ、「普遍的なもの」であるはずの権利が実は「普遍的であると考えられている範囲にフィットせず」、「可変的なもの」、「獲得すべきもの」となっていることを指摘している。異性愛主義的な社会規範に対するこの挑戦は、「それによってカバーされない者たち、にもかかわらず普遍的なものがその意味において自分たちを包括すべきことを要求する者たち」(p.191)によって、「普遍的なもの」が土台でも前提でもなく「スキャンダラスな語」にされることによって可能になっている。ある語が calling into question されるということは、「もはやその語が基礎的様態とはならずになお機能すること」、「理論的注意の対象、つまり記述しなければならぬに何かとなること」であって、決してもはやその語を使用できないことを意味しない (p.179)⁷。

このことは、権力関係から逃れられないわたしたちが、まさにその中にいながらにしていかに権力関係を変換しうるか、という問いに対する積極的な回答となりうることを指摘しておきたい。わたしたちの言語も行為も物事の把握の仕方、すべて何らかの社会規範によって制約されることによってはじめて成り立っている。このわたしたちの言語や行為を制約しながら成立させる力、これをフーコーに倣って権力と呼ぶなら、わたしたちが社会的存在であるかぎり権力関係から免れることはできない。しかし、もしフーコーの言うとおりに、わたしたちの行為がすべて既に存在する権力の効果にすぎないならば、わたしたちは単なる演技者にすぎないのではないか？ だとすれば、権力関係の中にいながらにして、自分たちが立脚している規範を変換することは果たして可能なのだろうか？

この問題に関して、バトラーは、フェミニズムの政治について論じた『ジェンダー・トラブル』(1990年)⁸において、規範は固定的に存在するのではなく、わたしたちが規範を反復するその行為 (doing) を通じて再生産されるという〈パフォーマティヴィティ〉という概念を提示した。

規範を反復しながら前提として再生産（再構築）する行為が doing なら、規範をなぞりながら問い返し脱生産（脱構築）する行為が undoing であり、まさにそのような undoing である calling into question は Undoing Gender の要であるといえるだろう。

1 本書には、ジュディス・バトラーの、1999年から2004年の間に書かれたジェンダー／セクシュアリティに関する論考が収められている。彼女はここで、GID（性同一性障害）診断、ゲイの婚姻、生殖テクノロジー、ジョン・マネーの「双子の症例」、インターセックスの子どもに対する強制的な外科手術などの、トランスジェンダー、トランスセクシュアル、インターセックスやフェミニズム、クィアに関わる問題について論じながら、規範の変換の条件について考察している。

2 「クィア」とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスセクシュアル、トランスジェンダーなどのセクシュアル・マイノリティが、それぞれのアイデンティティ間の差異、あるいは各アイデンティティ内の差異を抱えたまま連帯して、異性愛主義的な社会規範に抵抗するための概念、またはその実践を指す言葉である。その意味では、レズビアン&ゲイ・スタディーズとは異なるが、ここでは異性愛的なジェンダーに関わるフェミニズムとの対比から、区別されていない。

3 具体的には Naomi Schor、Roci Bridatti、Elizabeth Grosz の名前が挙げられている

4 リュイス・イリガライ『性的差異のエチカ』浜名優美訳、産業図書、3頁。

5 Roci Braidotti, *Metamorphoses : Towards a materialist theory of becoming*. Cambridge, England : Polity Press, 2002.

6 「モダニティやポストモダンについて争って考える者たちは、次のように特徴づけられる。すなわち、『理性や主体、確実性、普遍性、進歩的歴史観のような語に

異議を唱える (call into question)あるいはそれらの価値を低下させる (debunk)』者、と。この種の一般化に対して私がいつもぶち当たるのは、call into question が (『新しい活力を与える (revitalize)』よりむしろ)『価値を低下させる (debunk)』を意味すると想定されていて、問い (question) そのものの地位は十分知的働きを与えられないことである。」(p.178)

call into question は通常「異議を唱える」と訳されるが、question のはたらきを積極的に評価するバトラーの意図からすると「問題化する」という訳す方が適当だろう。ここでは前者に対する批判の意も込めて、あえて原語のまま表記しておく。

7 これに関して、性的差異の積極的な位置づけが、バトラー自身が同じ Undoing Gender の第 10 章で認めているように、『ジェンダー・トラブル』からの主要な変更点の一つとなっていることについて触れておきたい。先ほども述べたように、「性的差異」は「女の」身体や快楽の多様性を主張するために用いられてきた。このことから『ジェンダー・トラブル』では、性的差異は異性愛主義につながる男女二元論を保持しているとして、「性的差異」という語そのものが否定的にとらえられていた。ところが、この「性的差異の終焉？」で、バトラーは、「もしあなたが性的差異をなくそうと欲していたとしても、まさにその性的差異をなくそうとするあなたの欲望こそが、性的差異の有効性が持続している証拠となる」(p.177) と、かつての自己に対する批判ととれる興味深い言葉を残している。それはつまり、こういうことだろう。「性的差異」という語を用いずにはそれについて反対することができないわたしたちは、それに反対することによってその前提を反復してしまう。それでは、ジェンダー／性的差異という対立構造そのものを変えることはできない。本論での「ジェンダー」を排除しようとする者たちに対する批判は、かつてのバトラー自身に対する批判でもあろうと考えられる。とはいえ、もともとあらゆる基礎付け主義に対して懐疑的なバトラーの態度を考えれば、この「変更点」は理論的立場の変化を示すものというより、さらなる反-基礎付け主義の徹底とみなすべきだろう。

8 Judith Butler, *Gender Trouble ; Feminism and Subversion of identity*. New York :

Routledge, 1990. = ジュディス・バトラー 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムの政治とアイデンティティの錯乱』 竹村和子訳、青土社、1999年。

